

## こどもクラブ利用料の口座振替について(お知らせ)

令和5年度のこどもクラブ利用料の口座振替予定日は、下記のとおりとなっています。  
振替日の前日までに、指定の口座に利用料を入金くださいますようお願いいたします。  
(振替日:原則、毎月末日。ただし、末日が土日祝日の場合には翌営業日)

利用月	口座振替日(納期限)
令和5年4月	令和5年5月1日(月)
令和5年5月	令和5年5月31日(水)
令和5年6月	令和5年6月30日(金)
令和5年7月	令和5年7月31日(月)
令和5年8月	令和5年8月31日(木)
令和5年9月	令和5年10月2日(月)
令和5年10月	令和5年10月31日(火)
令和5年11月	令和5年11月30日(木)
令和5年12月	令和6年1月4日(木)
令和6年1月	令和6年1月31日(水)
令和6年2月	令和6年2月29日(木)
令和6年3月	令和6年4月1日(月)

### 【残高不足で引き落としできなかった場合】

指定口座に預金残高が不足していたなどの理由で引き落としができなかった場合は、後日「口座振替不能通知書」と「納付書」が送付されます。指定の窓口で早めに納入ください。  
指定の期日を過ぎますと「督促状」が発布され、督促手数料(100円)を添えて納付していただくようになります。